

資料Ⅲ－６ 自主的措置(政府調達)におけるＳＤＲ基準額の円貨換算レート

アクション・プログラム実行推進委員会において決定した各種自主的措置のＳＤＲ基準額については、平成22年1月25日付官報掲載の財務省告示第27号を基礎として、下記のとおり円貨換算レートが定められている。(平成22年4月1日より平成24年3月31日までの間に締結される調達契約について適用。)

記

500SDRの邦貨	7万5,000円
10万SDRの邦貨	1,500万円
38.5万SDRの邦貨	5,800万円
80万SDRの邦貨	1億2,000万円
200万SDRの邦貨	3億円
500万SDRの邦貨	7億5,000万円